

安全安心に関わる放送協定書

久喜市とケーブルテレビ株式会社は、安全安心に関わる放送に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、ケーブルテレビ株式会社の提供するサービス（コミュニティチャンネル・メール配信・インターネットによる動画配信等）を通じて、防災及び防犯等に関する情報を提供することにより、市民の安全、安心の確保に資することを目的とする。

(情報発信の要請)

第2条 久喜市は、災害時の情報や平時の防災及び防犯等に関する情報を市民に伝達する必要があると認めたときは、ケーブルテレビ株式会社に対し、放送の実施を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、文書によらず要請することができるものとし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(情報発信の実施)

第3条 ケーブルテレビ株式会社は、久喜市から前条の要請を受けたときは、速やかに情報発信を行うものとする。

2 ケーブルテレビ株式会社は、情報発信に必要な情報を、久喜市に求めることができる。

3 ケーブルテレビ株式会社は、情報発信の実施にあたり、地域に密着したケーブルテレビ局としての使命に基づき、市民が求める情報を、正確かつ迅速に伝達するよう努めなければならない。

(連絡体制)

第4条 久喜市及びケーブルテレビ株式会社は、緊急時における情報の伝達を円滑に行うため、あらかじめ連絡体制を定めるものとする。

2 協定期間内において前項の連絡体制に変更が生じたときは、速やかに通知するものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、令和4年12月21日から令和5年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに久喜市及びケーブルテレビ株式会社いずれからも協定解除の申し出がないときは、同一内容で1年間延長する

ものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施にあたり疑義が生じたときは、久喜市及びケーブルテレビ株式会社双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、久喜市及びケーブルテレビ株式会社署名の上、各自1通を保有する。

令和4年12月21日

埼玉県久喜市下早見85番地の3

久喜市

久喜市長

栃木県栃木市樋ノ口町43番5号

ケーブルテレビ株式会社

代表取締役社長